

## 大分県グリーン購入推進方針

### 1 目的

国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、県の事務、事業における環境負荷の低減に資する製品や役務（以下「環境物品等」という。）の調達（以下「グリーン購入」という。）を総合的かつ計画的に推進し、県内における環境物品等の市場形成・開発促進を図るとともに市町村、県民及び事業者等のグリーン購入への転換を促すことを目的として策定する。

### 2 適用範囲

この方針は、県のすべての機関に適用する。

### 3 環境物品等の選択に当たっての基本的考え方

物品等の選択に当たっては、価格や品質などに加え、環境保全の観点を十分考慮するものとし、資源採取から廃棄に至る物品のライフスタイル全体について環境負荷の低減に配慮した環境物品の調達に努めること。

- (1) オゾン層破壊物質や有機塩素化合物等、環境中に放出されると環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること
- (2) 使用中に消費する資源や電気等のエネルギーの消費が少ないこと
- (3) 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること
- (4) 原材料に、再生紙や再生プラスチック等の再生素材や再使用された部品等を多く使用していること
- (5) 修理や部品交換が容易で長期使用に耐えるほか、リサイクル素材を使用し、分解が容易であること
- (6) 廃棄する際に、処理や処分が容易なこと
- (7) 商品の包装等が過剰でないこと

### 4 グリーン購入推進の方法

- (1) グリーン購入を計画的に推進するため、毎年度、「環境物品等調達品目一覧」（別表）を定める。
- (2) 「環境物品等調達品目一覧」には、特定調達品目（重点的に調達を推進すべき環境物品等）及び調達目標（特定調達品目の年間調達割合）を定める。なお、特定調達品目は、国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「国の基本方針」という。）」で定められた品目に準じることとし、これに係る判断基準（特定調達品目に該当する環境物品等の選択のための基準）及び配慮事項（判断基準とはしないが、配慮することが望ましい事項）については、国の基本方針で定められた基準を用いる。
- (3) 「大分県リサイクル製品認定制度」に基づき認定された製品は、判断基

準にかかわらず調達可能とする。

## 5 調達に当たっての留意事項

- (1) 物品等の調達に当たっては、事前に調達の必要性と適正量を十分検討し、調達総量をできるだけ抑制する。特に、グリーン購入の推進を理由として、調達総量等が増加することのないよう配慮すること。
- (2) 特定調達品目を調達する場合は、判断基準を満たす環境物品等を選択すること。ただし、品質、性能等の問題で事業上支障がある場合には、調達目標の対象としない。
- (3) やむを得ず判断基準を満たさない物品を選択する場合は、その理由等を物品購入伺いに添付するとともに保管すること。
- (4) (3)の場合においても、できる限り環境負荷の少ない物品の選択に努めること。（「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」など、第三者機関が認定する商品を選択するよう努めること。）
- (5) 調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などを徹底し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努めること。
- (6) 物品納入業者等に、本方針の内容をあらかじめ十分に周知するとともに、必要な場合は、法第12条に基づき、納入事業者等に対して、当該物品等に関する情報提供について要請を行うこと。
- (7) 物品納入業者等に対して、事業者自身のグリーン購入はもとより、環境に配慮した自主的な事業活動を働きかけるものとする。
- (8) リース・レンタル契約の場合は、新規に契約するものを対象とし、この方針施行以前から引き続き使用するものについては対象外とする。

## 6 調達実績等

- (1) 調達実績の把握は、別表に掲げる大品目（文具類）及び特定調達品目（文具類以外）毎におこなうものとし、「大分県地球温暖化対策実行計画実績報告要領（地球温暖化対策・グリーン購入報告システム）」により6月毎に行う。（調達目標を設定している品目のみ）  
ただし、調達実績の報告対象は、基準外購入金額欄の基準外1に該当するもの（調達できなかった物品等のうち「早急に必要で、選択している余裕がなかったから」と判断したもの）のみとする。
- (2) その実績等を年1回公表する。

附 則

本方針は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本方針は、平成 30 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

本方針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。